神奈川県地域自殺対策強化交付金事業　主催：神奈川県弁護士会

相談料無料！一度に相談できる！

弁 護 士　**精神保健福祉士**　**臨床心理士**

暮らしとこころの相談会

２０２６年１２月１２日（土）１３：００～１７：００開催

電話相談・面談相談実施！（事前予約制）

面談相談６０分、電話相談４５分

「長時間労働でうつ病になった」

「収入ダウンで生活が成り立たない」

「相続で親族ともめて夜も眠れない」



「暴力をふるう家族にビクビクしている」

「離婚した方が良いと分かっているが

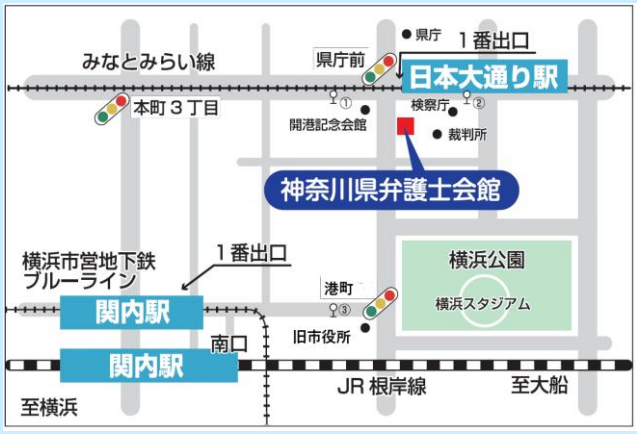
次の一歩を踏み出す気力がない」



たらい回しにされない！

面談相談の方

相談場所：神奈川県弁護士会館１階



〒231-0021　横浜市中区日本大通９

みなとみらい線日本大通り駅より徒歩１分

JR・横浜市営地下鉄関内駅より徒歩１０分

電話相談をご予約の方には、予約時間になりましたら、担当者よりお電話いたします。

申込み先・お問合せ先

ご予約・お問合せは、神奈川県弁護士会事務局へ

電話番号：０４５－２１１－７７０５

予約受付：２０２６年１１月１９日（木）～１２月１１日（金）の
平日９時～１２時、１３時～１７時

※予約の際は、「『暮らしとこころの相談会』予約希望」と
お伝えください。

※電話相談と面談相談で実施いたしますので、どちらを
ご希望かお伝えください。

※定員（先着１２組）になり次第、受付を終了します。
定員に達しましたらホームページでご案内いたします。

※相談時間は面談相談６０分、電話相談 45 分です。

※多くの方にご相談の機会を提供するため、本相談会を
以前にご利用いただいた方の再度の申込はご遠慮願います。

【ホームページ】
https://www.kanaben.or.jp/news/event/2026/post-700.html